

# 水土里ネット綾川総合だより



綾町イオンの森展望台から見る錦原台地

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 発刊に寄せて.....             | 2  |
| 役員・総代紹介.....            | 3  |
| 平成28年度一般会計収支決算の概要.....  | 5  |
| 平成29年度賦課基準について.....     | 6  |
| 総務課からのお知らせ.....         | 7  |
| 断水計画のお知らせ.....          | 8  |
| 県営水路の更新計画.....          | 9  |
| 湛水防除による病虫害防除.....       | 10 |
| 水管理の徹底.....             | 11 |
| 管理課通信.....              | 12 |
| 要望活動について.....           | 13 |
| 土地改良功労者表彰受賞/事務所紹介.....  | 14 |
| 綾川総合土地改良区のあゆみと成り立ち..... | 15 |
| 事務所の案内図.....            | 16 |

綾川総合土地改良区  
理事長 日高 強



涼秋の候、組合員の皆様には益々ご清栄のことと、お喜び申し上げます。近年、異常気象によりまして、今までにないような大地震や大洪水が発生しておりますが、組合員の皆様には、大変な天候不順の中で、ご苦労も多かろうとお見舞いを申し上げます。

さて、私共の綾川地区で生産される野菜や施設園芸・果樹などの農産物は、育成の適期に必要な水が不足すると、生産量や品質が大きく低下します。この絶対欠かせない大切な水を、安定的に供給して、組合員が安心して営農ができるよう努めるのが基本であり、改良区の責任でございます。水を上手に使った営農で、大きな収益を上げていただくために、役職員力を合わせて頑張っております。

また、最近スイートコーン等の防霜に新しい水の利用法があって、地区によっては水不足もありますし、水利権の日量を上回る超過取水もあります。これを整理するために節水・湛水防除・超過取水の是正、更に平成30年度更新の水利権の確保等、いずれも重要で大事な項目でございます。そのためには、各地区の役員で適正な用水利用のための水管理が絶対必要でございます。ご協力をお願い致します。

また、その中で国営施設につきましては、綾川二期の更新事業の完成により、半永久的に万全でございますが、県営施設の支線枝線については、既に耐用年数を大きく上回り老朽化が相当進んでおりまして、管の破裂や漏水の補修工事が多発するようになりました。平成27年度からストマネ補助事業を導入しまして、今年は西部地区の工事を予定しております。このあと順次、漏水破裂の激しい地区から年次的に補修工事の計画を理事会で検討しておりますが、送水はすべて地下配管ですので、点検と診断が非常に難しいのが現状でございます。組合員の皆様の日頃からの観察点検が必要でございますので、宜しくをお願い致します。

さて、私共の改良区が行う施設の維持管理については、組合員の皆様に納入していただきます賦課金と国県市町の補助金等で運営がなされております。組合員の皆様をはじめ関係行政各団体に対しまして深甚なるお礼を申し上げます。また12月には、宮崎県企業局との共有施設でございます古賀根橋ダムから発電所までの圧力隧道の5年毎の点検のための断水も計画されておりますし、今後地区毎の漏水の補修工事や断水等で、組合員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をいただきまして、今後とも更なるご協力をよろしくお願い致します。

## 役員・総代紹介

綾川総合土地改良区では、地区の維持管理は、地区選出の理事を地区委員長として、地区委員長を中心に地区で維持管理をおこなうようになっております。

漏水事故の発見や給水栓の破損による漏水等については、下記の地区委員長へまずご連絡ください。連絡のつかない場合は、集落の代表者の方へご連絡ください。

佐土原地区・錦原地区におきましては、それぞれに県営施設管理の改良区がございますので、下記へご連絡ください。

佐土原町土地改良区合同事務所 0985-73-1519

綾町土地改良区 0985-77-0133

(理事) 任期：平成27年 4月 1日～平成31年 3月31日

| 役 職 名   | 氏 名     | 地 区 | 役 職 名 | 氏 名       | 地 区 |
|---------|---------|-----|-------|-----------|-----|
| 理 事 長   | 日 高 強   | 川上原 | 理 事   | 児 玉 廣 幸   | 岩郷原 |
| 副 理 事 長 | 日 高 登 久 | 三財原 | 理 事   | 三 根 正 則   | 薩摩原 |
| 筆頭職務代理者 | 三 浦 修   | 佐土原 | 理 事   | 大 西 猛 己   | 六野原 |
| 職務代理者   | 黒 木 幸 明 | 錦 原 | 理 事   | 日 高 康 雄   | 六野原 |
| 会計担当理事  | 杉 尾 林   | 長園原 | 理 事   | 宇 野 美 志 男 | 三財原 |
| 理 事     | 白 尾 道 弘 | 深 年 | 理 事   | 福 田 誠     | 佐土原 |
| 理 事     | 黒 木 透   | 西部※ | 理 事   | 白 山 義 則   | 錦 原 |

(監事) 任期：平成27年 4月 1日～平成31年 3月31日

| 役 職 名   | 氏 名     | 地 区 | 役 職 名 | 氏 名     | 地 区 |
|---------|---------|-----|-------|---------|-----|
| 総 括 監 事 | 武 田 吉 則 | 西部※ | 監 事   | 日 高 敏 幸 | 長園原 |
| 職務代理者   | 赤 池 克 幸 | 佐土原 |       |         |     |

※西部地区とは、須志田・飯盛・森永・宮原



(総代)

任期：平成27年 5月28日～平成31年 5月27日

| 地 区 名         | 集 落 名 | 氏 名    | 地 区 名          | 集 落 名 | 氏 名    |
|---------------|-------|--------|----------------|-------|--------|
| 深 年<br>(7名)   | 市 瀬   | 藪内 淑晶  | 三 財 原<br>(10名) | 水 喰   | 小森 敏幸  |
|               | 高 田 原 | 今村 秀幸  |                | 金 倉 上 | 金子 雄二  |
|               | 萩 原   | 今村 泰彦  |                | 門 田   | 相良 重文  |
|               | 法 ケ 岳 | 下塩入 巖  |                | 石野田上1 | 野田 孝市  |
|               | 狩 野   | 平山 和昌  |                | 並 木 3 | 松澤 敏幸  |
|               | 永 田   | 瀬尾 松男  |                | 亀 塚 上 | 久保浦 健次 |
|               | 寺 中   | 入船 保満  |                | 前 原   | 塩谷 交秋  |
| 西 部<br>(5名)   | 須志田西  | 肥田木 愛公 | 長 園 原<br>(3名)  | 加 勢 上 | 野 上 光  |
|               | 須志田東  | 木下 昭次  |                | 加 勢 下 | 横山 武士  |
|               | 飯 盛   | 高橋 辰夫  |                | 荒 武   | 日高 香次  |
|               | 森 永 東 | 高橋 定徳  |                | 長園原2  | 大川内 忠明 |
|               | 宮原西2  | 川上 芳明  |                | 下 浦 下 | 甲斐 照夫  |
| 川 上 原<br>(3名) | 井 水   | 宮本 秀信  | 佐 土 原<br>(11名) | 岩 爪   | 斉藤 巖   |
|               | 大 坪   | 蓑毛 良見  |                | 明 神 山 | 細川 俊二  |
| 岩 郷 原<br>(2名) | 川 上   | 入村 次男  |                | 浜 松   | 三浦 浩幸  |
|               | 岩 井 谷 | 鮫島 英雄  |                | 西 下 山 | 鈴木 孝明  |
| 薩 摩 原<br>(4名) | 上 ノ 宮 | 籾木 正男  |                | 南片瀬原  | 宇佐見 秀夫 |
|               | 堀 内   | 寺田 睦生  |                | 片 瀬 原 | 矢野 政治  |
|               | 若 宮   | 祝園 隆志  |                | 西片瀬原  | 北村 登司  |
|               | 井 野   | 豊田 三郎  |                | 新 町   | 太田 武重  |
| 六 野 原<br>(8名) | 上 床   | 本山 忠美  |                | 成 枝   | 横山 重寛  |
|               | 今 平   | 若松 弘道  |                | 小 永 野 | 押川 秀一  |
|               | 栗 巢   | 宮田 政治  |                | 津 倉   | 岩切 克己  |
|               | 伊 左 生 | 横山 逸男  |                | 黒 田   | 佐藤 利巳  |
|               | 一 丁 田 | 山本 孝憲  | 錦 原<br>(6名)    | 四 枝   | 郡山 和志  |
|               | 麓     | 宮永 吉富  |                | 中 堂   | 松井 道生  |
|               | 上六野2  | 宮 永 保  |                | 揚 町   | 西郷 親文  |
|               | 上 沖   | 児玉 久好  |                | 北 麓   | 西 修    |
|               | 中 山   | 青山 房義  |                | 杓 道   | 爰野 和彦  |
| 八木佐野          | 八木佐野  | 江藤 一郎  |                | 割 付   | 鶴井 清美  |

## 平成28年度一般会計収支決算の概要

所要経費の節減に努めた結果、29,687,395円を翌年度へ繰り越すことができました。繰越分については、10月が賦課金徴収時期のため上半期(4月～9月)の運営費及び今後の事故に備えての積立金に充てられます。

単位：円

| 収 入 の 部 |             | 支 出 の 部     |             |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 科 目     | 決 算 額       | 科 目         | 決 算 額       |
| 1.組合費   | 80,841,538  | 1.事務費       | 35,918,044  |
| 2.補助金   | 18,900,000  | 2.選挙費       | 0           |
| 3.雑収入   | 11,147,931  | 3.国営管理費     | 23,447,815  |
| 4.借入金   | 6,600,000   | 4.財産費       | 5,358,586   |
| 5.繰入金   | 2,300,000   | 5.借入金償還金    | 17,766,660  |
| 6.繰越金   | 31,318,383  | 6.負担金       | 1,894,430   |
|         |             | 7.管理体制強化支援費 | 8,814,000   |
|         |             | 8.繰出金       | 19,320,922  |
|         |             | 9.分担金       | 8,900,000   |
| 合 計     | 151,107,852 | 合 計         | 121,420,457 |

(収入)151,107,852円 - (支出)121,420,457円 = (翌年度繰越)29,687,395円



## 平成29年度賦課基準について

平成29年度の賦課基準額は下表のとおりです。

| 経常賦課金 |       |       | 単位：1,000㎡当り/円            |       |       |
|-------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|
| 地 区 名 | 種 目   | 経常賦課金 | 地 区 名                    | 種 目   | 経常賦課金 |
| 深 年   | 普 通 畑 | 3,366 | 八木佐野                     | 普 通 畑 | 2,766 |
|       | 施設ハウス | 3,608 |                          | 施設ハウス | 3,008 |
|       | 防 霜 茶 | 3,668 |                          | 防 霜 茶 | -     |
|       | 水 田   | 3,850 |                          | 水 田   | 3,250 |
| 西 部※  | 普 通 畑 | 3,766 | 三 財 原                    | 普 通 畑 | 3,281 |
|       | 施設ハウス | 4,008 |                          | 施設ハウス | 3,523 |
|       | 防 霜 茶 | 4,068 |                          | 防 霜 茶 | 3,583 |
|       | 水 田   | 4,250 |                          | 水 田   | -     |
| 川 上 原 | 普 通 畑 | 3,366 | 長 園 原                    | 普 通 畑 | 3,500 |
|       | 施設ハウス | 3,608 |                          | 施設ハウス | 3,742 |
|       | 防 霜 茶 | 3,668 |                          | 防 霜 茶 | 3,802 |
|       | 水 田   | 3,850 |                          | 水 田   | -     |
| 岩 郷 原 | 普 通 畑 | 2,666 | 佐 土 原                    | 普 通 畑 | 2,165 |
|       | 施設ハウス | 2,908 |                          | 施設ハウス | 2,407 |
|       | 防 霜 茶 | 2,968 |                          | 防 霜 茶 | -     |
|       | 水 田   | -     |                          | 水 田   | 2,649 |
| 薩 摩 原 | 普 通 畑 | 3,366 | 錦 原                      | 普 通 畑 | 1,891 |
|       | 施設ハウス | 3,608 |                          | 施設ハウス | 2,133 |
|       | 防 霜 茶 | 3,668 |                          | 防 霜 茶 | -     |
|       | 水 田   | 3,850 |                          | 水 田   | -     |
| 六 野 原 | 普 通 畑 | 2,966 | ※西部地区とは、<br>須志田・飯盛・森永・宮原 |       |       |
|       | 施設ハウス | 3,208 |                          |       |       |
|       | 防 霜 茶 | 3,268 |                          |       |       |
|       | 水 田   | 3,450 |                          |       |       |

| 特別賦課金              |     | 単位：1,000㎡当り/円 |      |
|--------------------|-----|---------------|------|
| 事 業 名              | 地区名 | 特別賦課金         | 完了年度 |
| 国営綾川二期土地改良事業       | 綾 川 | 980           | H.38 |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 西 部 | 1,020         | H.44 |

## 総務課からのお知らせ

### 農地の売買や相続等により名義が変更になった場合は届出を

土地改良区受益地内の農地を売買や相続・贈与等した場合は、土地改良区へ届け出るよう、土地改良法で義務付けられております。**法務局・市町で手続きを行っただけでは、土地改良区の台帳は変更になりません。**

この届出がなされない場合には、**従前の所有者に賦課金の納付をお願いすることになり、トラブルの原因になりますので、必ず土地改良区へ届け出てください。**届出用紙は土地改良区にございますので、申し出てください。

### 農地転用と決済金の手続きについて

農地を農地以外(宅地・山林等)に転用する場合、または国・県・市町の公共事業(道路・水路等)に買収された場合には、**必ず土地改良区に地区除外申請の手続きと農地転用決済金の納入が必要です。**この手続きを怠ると、**賦課金の請求がいつまでも続くことになります。**ご注意ください。

### 施設ハウス・茶の新設および撤去については改良区へ届出を

賦課基準のとおり、綾川総合土地改良区では、普通畑・施設ハウス・防霜茶・水田と賦課単価に差をつけております。**施設ハウス・茶を新設もしくは撤去された場合は速やかに改良区までご連絡ください。**

### 賦課金納入は、口座振替で！

現在、組合員の約80%の方々が、JA各支店の口座振替を利用して賦課金を納入頂いております。口座振替は、便利で安全確実ですので、是非ご利用下さいますよう、お勧めします。詳しくは綾川総合土地改良区までお尋ね下さい。

(指定金融機関)

宮崎中央農業協同組合 各支店 綾町農業協同組合  
西都農業協同組合 三財・都於郡支所



## 断水計画のお知らせ

平成29年12月に、古賀根橋ダムから綾第二発電所まで、**導水路7.6kmの点検作業**が実施されます。

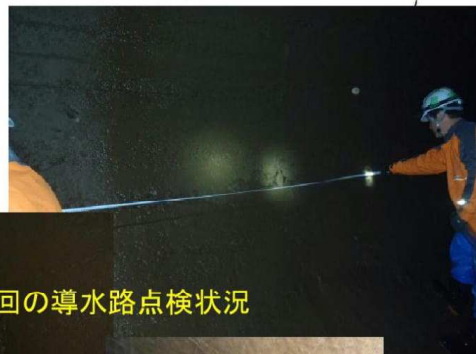
この作業は、古賀根橋ダムを管理する宮崎県企業局が実施する定期点検です。  
この点検に伴い、下記の期間が全面断水になります。

営農上、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

**1回目 平成29年12月 5日(火)～10日(日)の6日間断水(通水作業日含む)**

**2回目 平成29年12月19日(火)～25日(日)の7日間断水(通水作業日含む)**

※導水路点検期間が長期になるため2回に分けました。



前回の導水路点検状況



## 県営水路の更新計画

綾川地区は、国営綾川二期事業(H13～22)により、導水路及び幹線水路等を整備しました。

県営・団体営事業(S41～S58)で造成した支線水路や末端配管及び給水栓等の末端施設につきましては、老朽化が進行し漏水が生じている状況です。

今後、安定した農業生産を維持するためには、県営施設の更新が必要になります。

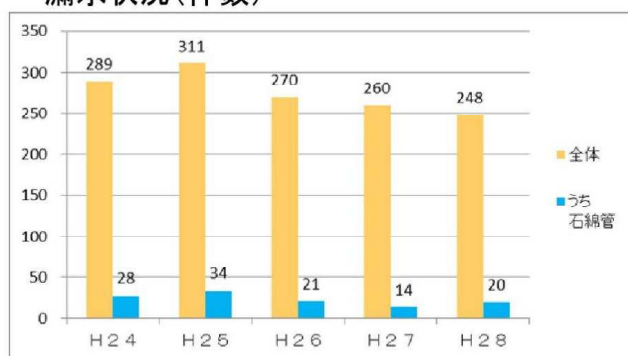


漏水による被害状況

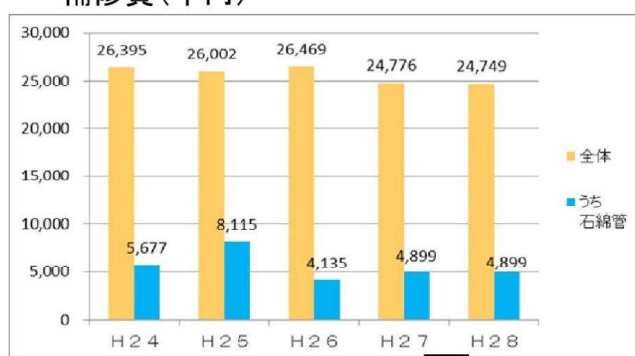
### 2 県営施設の漏水状況及び補修費

過去5ヶ年平均で漏水が年間275件発生し、補修工事費が25,678千円

漏水状況(件数)



補修費(千円)



綾川地区の県営及び末端の団体営水路延長は260km

### 3 更新事業

事業名 基幹水利施設ストックマネジメント事業

- 1)事業費 246,000千円
- 2)工 期 平成25年度～平成29年度
- 3)事業量 総延長 L=4,394m
  - 森永支線 L=1,274m、 宮原支線 L=1,260m
  - 高田原支線 L=746m、 飯盛支線 L=1,114m



漏水補修工事



水路の更新整備



工事状況



旧管との接続状況

県営施設の更新を行う事業です。(水路及び弁類)

### 4 事業推進

県営事業で造成した11地区27路線、延長24kmある水路のうち、約4.4kmを現在工事中です。しかし、未整備水路のほとんどは石綿管であり老朽化も進んでいることから漏水事故がますます増えることが心配されます。このため、早急な水路の改修が必要であり、理事会において事業化に向けた協議を行っています。

## 湛水防除による病害虫防除

綾川地区は、用水をもっと有効に利用してもらうため、病害虫防除等に効果のある「湛水防除」の推進に取り組んでいます。湛水による病害虫効果は、薬剤に比べ、「安全・安価」な防除方法です。実施者からご意見をいただきましたので紹介します。

### 湛水実施者の声・・・ 湛水防除実施者へのアンケート

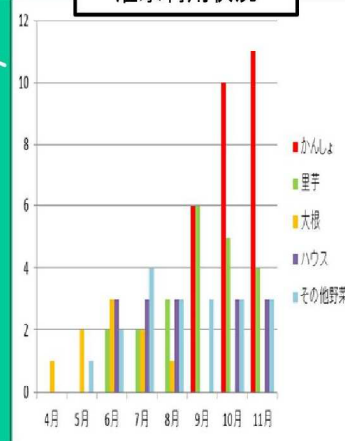
○湛水防除はどのような効果がありますか？

- ・収穫した野菜の「表皮がきれい・腐れがない・形状が良い」
- ・ほ場の雑草が少なくなる。

○湛水防除の意見・要望

- ・今後も空きほ場が出れば湛水する。
- ・本人が効果があることに気づき、実施することが大切。
- ・今後も推進を継続してほしい。

湛水利用状況



アンケートの結果、露地作では「かんしょ・里芋の収穫後」や「大根の作付け前」に湛水を実施。施設ハウスでは「きゅうり・ゴーヤ・菊・ユリの収穫後」に湛水を実施したことが分かりました。

### 湛水防除が出来る農地は・・・

- ・水田・畑どちらでもで湛水できます。
- ・傾斜がなく均平である農地。または均すことができる農地。
- ・畦畔のある農地。または畦畔を作れば水を溜められる農地。
- ・施設ハウス（ほ場が均平であること）

湛水防除は、農地の空き期間に30日～40日程度水を溜め、なおかつ毎年継続すると効果大です!!



### 土地改良区からのお願い・・・

12月1日～2月28日までの期間は、1日あたりの用水量が少ないため湛水防除はできません。湛水防除を実施した組合員は、下記の土地改良区まで連絡をお願いします。

- ・国富 宮原 西都地区は綾川総合土地改良区まで TEL0985-75-2424
- ・錦原地区は綾町土地改良区まで TEL0985-77-0133
- ・佐土原地区は佐土原町土地改良区まで TEL0985-73-1519

## 水管理の徹底

### 適正な水使用について

綾川かんがい用水は、水利権によって1日に使用できる取水量が定められています。特に水田の稲作や、冬期での野菜洗浄等で使用する用水は「適正な水管理」を徹底しましょう。

## 水管理の徹底について(3カ条)

- ① 野菜洗浄・育苗用水使用後は必ず止水する。(日中)
- ② 凍結防止のホースかけ流しの禁止(夜間)
- ③ 水田のかけ流しによるかん水の禁止(給水栓のこまめな操作)



### (2) 野菜洗浄・育苗用水の申請届出について

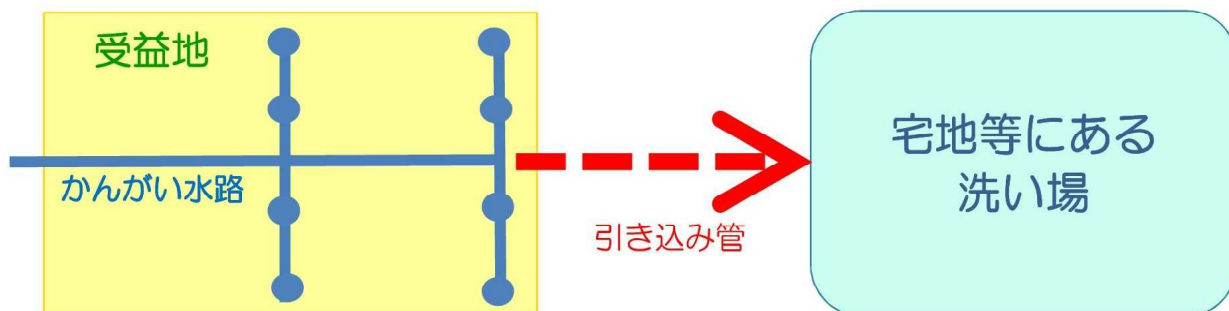
組合員が受益地以外の場所で野菜洗浄・育苗用水を使用するときには、「**野菜洗浄・育苗用水使用申請**」を土地改良区に提出しなければ使用できません。

申請書につきましては、地区委員長・総代・集落代表者の各役員さんが申請用紙を配りますので必要事項を記入し、申請用紙を各役員まで届けて下さい。

また、使用を中止される場合には、土地改良区で「野菜洗浄・育苗用水使用取り止め届」の手続きをお願いします。

なお、新規使用を希望する場合には、土地改良区事務所までご相談下さい。

### 受益地以外での水使用とは？



## 管理課通信

### 給水栓を点検しましょう

組合員の皆様から漏水工事の依頼で、職員が現場に向かい、そのときに目にするのが『**柵の中いっぱい土砂が埋まって使えない給水栓**』です。

また、よく相談されることが、『**給水栓がどこにあるか探してほしい**』です。現場に行き、バールで地面を突きながら探します。ときには、20cm以上土砂が被っていることもあります。

組合員の皆様が**日常的に行える施設の維持管理で、『給水栓の点検』**をよろしくお願いします。



### 地域住民による 排水路の土砂上げ作業

三財原地区の金倉地区自治会が、『**地域住民による畑の排水路の土砂上げ作業**』を去る8月19日に行われました。

猛暑の中、総勢20名の皆様が200mの排水路を重機やシャベル等で作業し、きれいな排水路に戻りました。

今回、地区の総代が地元の集まりで、『排水路をきれいに土砂上げしないと台風が来たとき下の住宅に被害が出る』と説明され、地元の合意を得て『**地域住民による保全管理活動**』が実現できました。

近年、異常気象によるゲリラ豪雨等で災害が頻繁に発生しています。

このような地域の活動が防災として貢献されています。



### 清掃・草刈り活動 ありがとうございました

今年も5～6月中旬にかけて、**綾川かんがい事業保全組合**5業者による国営、県営施設の清掃・草刈り活動が行われました。

この活動は、平成26年11月に同組合と管理協定を締結し、3回目の草刈り作業を行って頂きました。

今回ご協力頂きました業者の皆様を紹介します。  
国富町 (株)関谷 (組合代表)、(株)長嶺建設、溝口建設(株)、  
太閤工業(株)  
綾 町 綾友建設

ご協力ありがとうございました。



## 要望活動について

### 九州土地改良区連絡協議会が要望活動を実施

九州土地改良区連絡協議会(坂田孝志会長：八代平野北部土地改良区理事長)は、下記の日程で、九州における農業農村整備事業及び関連事業予算の拡充・確保を目的とする要望活動を行いました。当改良区の日高理事長も九州土地改良区連絡協議会理事として出席されました。

- 平成29年 5月 9日 九州農政局(金丸九州農政局長及び幹部職員)
- 平成29年 7月 4日 農林水産省(山本農林水産大臣及び幹部職員)
- 平成29年 7月 5日 自由民主党本部(二階全国土地改良事業団体連合会会長)



金丸九州農政局長への要望活動の様子



山本農林水産大臣への要望活動の様子



農水省 佐藤農村振興局長への要望活動の様子



二階全土連会長への要望活動の様子

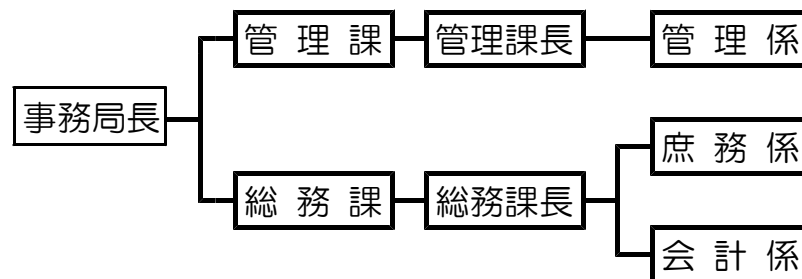
## 土地改良功労者表彰受賞

平成29年 6月13日、宮崎県土地改良会館にて開催された、平成29年度宮崎地区土地改良協議会通常総会において、大西猛己理事・武田吉則総括監事が土地改良事業推進の功績により、土地改良功労者表彰を受賞されました。(後列中央：大西理事・後列左から3人目：武田総括監事)



## 事務所紹介

本改良区は、施設管理を担当する「管理課」と賦課金徴収及び会計面を担当する「総務課」で構成されております。



※平成29年度現在、総務課長は事務局長が兼任しております



後列左より

島藤 勝弘(事務局長)

日高 達也(管理課長)

前列左より

後藤 温志(庶務係)

江藤 昇子(会計係)

関 亮祐(管理係)

# 綾川総合土地改良区のあゆみと成り立ち

日高理事長作成

| 年     | 月   | 事                                    | 項 |
|-------|-----|--------------------------------------|---|
| 昭和22年 | 5月  | 県において綾川水利総合開発事業計画の樹立(治山治水)(発電)(農業用水) |   |
| 昭和22年 | 11月 | 県の策定により国に事業化を申請 採択となる。               |   |
| 昭和27年 | 4月  | 綾川総合開発事業着工 土地改良事業 国直轄調査が開始される        |   |
| 昭和31年 | 3月  | 総合開発土地改良事業直轄調査完了となる                  |   |
| 昭和34年 | 3月  | 国営綾川畑地かんがいを主要事業として着手される              |   |
| 昭和35年 | 1月  | 組合員の発起により事業推進委員会が設立発足 国県に促進陳情を起こす    |   |
| 昭和36年 | 2月  | 三財原地区に事業反対期成同盟会が発足 事業不参加を表明する        |   |
| 昭和38年 | 3月  | 佐土原地区が編入される(事業は面積で対応され3,000haが有利)    |   |
| 昭和40年 | 2月  | 三財原が反意を撤回 書面で同意を表明する                 |   |
| 昭和44年 | 3月  | 国富地区4改良区(第1・第2・第3・第4)が合併して綾川土地改良区となる |   |
| 昭和45年 | 9月  | 国営綾川土地改良事業が完了する                      |   |
| 昭和46年 | 2月  | 錦原・佐土原・長園原・三財原が合併して綾川総合土地改良区となる      |   |
| 昭和47年 | 1月  | 綾川土地改良区と合併して現在の綾川総合土地改良区の名称となる       |   |
| 昭和49年 | 6月  | 農林水産大臣と綾川総合土地改良区に委託管理が締結をされる         |   |
| 昭和51年 | 3月  | 国営造成土地改良施設整備事業着工される                  |   |
| 昭和55年 | 9月  | 国営造成土地改良施設整備事業完了となる                  |   |
| 平成 8年 | 4月  | 国営綾川二期土地改良事業の地区調査に着手される              |   |
| 平成11年 | 4月  | 老朽化に伴い国営綾川二期土地改良事業の全体実施設計に着手される      |   |
| 平成13年 | 7月  | 国営綾川二期土地改良事業の施行申請が採択される              |   |
| 平成13年 | 12月 | 綾川二期更新事業の着工となる(総工費予算152億円 工期10年間)    |   |
| 平成23年 | 3月  | 国営二期更新事業が完工となる                       |   |

## 事務所の案内図



綾川総合土地改良区

〒880-1101

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053番地1

TEL/0985-75-2424

FAX/0985-75-3939

E-mail/ayagawa.t@lime.ocn.ne.jp

